

タクシーチケット供給等業務仕様書

1 業務の目的

大阪府職員がタクシーを利用するに当たって利便性の向上とタクシー利用料金の支払い事務作業の軽減を目的とする。

2 業務概要

大阪府総務部庁舎室庁舎管理課（以下「庁舎管理課」という。）の公用車が不足した場合に各所属職員が利用するタクシーについて、大阪府内を中心に近畿圏全域の複数のタクシー会社で利用できるタクシーチケットを供給するとともに、複数のタクシー会社からのタクシー乗車料金の請求事務を一括して当課に対して行うもの。

3 業務期間

令和3年5月1日から令和6年4月30日まで

4 タクシーチケット（以下「チケット」という。）

- ① チケットは、受注者自らが発行していること。
- ② チケット1枚につき利用できる限度額について、5万円（50,000円）までの金額設定が可能であること。
- ③ 1回の乗車で限度額を超えて利用する必要が生じた場合は、2枚以上の乗車券の利用が可能であること。
- ④ チケットには「大阪府総務部庁舎室庁舎管理課」及び「有効期限 令和〇〇年3月31日迄（西暦表示も可とする。有効期限は年度を区別すること。）」を印字すること。
- ⑤ チケットには「乗車地」、「降車地」、「利用日」、「乗車料金」、「使用者氏名」、「使用所属」の記入欄（スペース）があること。
- ⑥ チケットには年度が区別できるような符号等の記載が可能であること。

5 チケットの利用可能な地域

- ① チケットは、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県の全ての府県で利用可能であること。

6 料金の請求

- ① 受注者は、毎月25日までに前月利用分（月末夜間等使用の日付変更に伴う翌月初分含む）の乗車料金を庁舎管理課に請求すること。
- ② 請求の際には発行番号順又は発行日順（どちらにも対応できること。）に仕分けした

使用済みチケットを書面の体裁にして添付すること。チケットの写しを添付する場合はチケットの原本を5年間保存すること。

- ③ 請求の際には、チケット番号、使用所属名、使用日、乗車場所、降車場所、乗車料金を記載したエクセルデータを提出すること。

(参 考)

請求の際に提出するエクセルデータの様式の例

| チケットNo. | 所 属 | 使 用 日 | 乗 車 地 | 降 車 地 | 乗車料金 |
|---------|-------|----------|-------|-------|------|
| 123-1 | ○ ○ 課 | 20201021 | 泉佐野市 | 泉佐野市 | 740 |
| 123-2 | ○ ○ 課 | 20201021 | 泉佐野市 | 岸和田市 | 900 |
| 123-3 | ○ ○ 課 | 20201021 | 岸和田市 | 岸和田市 | 1300 |
| 124-5 | □ □ 課 | 20201021 | 住之江区 | 北区 | 4360 |
| 124-6 | □ □ 課 | 20201021 | 咲洲庁舎 | 北区 | 4520 |
| 124-7 | □ □ 課 | 20201021 | 咲洲庁舎 | 北区 | 4600 |
| 124-9 | ○ ○ 課 | 20201021 | 岸和田市 | 岸和田市 | 1220 |
| 124-10 | △ △ 課 | 20201021 | 高槻市 | 高槻市 | 4420 |
| 124-11 | △ △ 課 | 20201021 | 高槻市 | 高槻市 | 5460 |
| 124-13 | □ □ 課 | 20201021 | 咲洲庁舎 | 淀川区 | 5560 |

- ④ 乗車料金の確定にあたって、使用経路不明・金額記入不備など、料金確定のためのタクシー会社との連絡調整を行うこと。
- ⑤ 乗車料金を除いて、本業務実施に当たって必要な手数料、チケットの印刷代その他本業務に必要な一切の経費は、受注者の負担とする。
- ⑥ 庁舎管理課が受注者に支払いを行うためのクレジットカードを発行しないこと。

7 乗車料金

- ① 乗車料金は、運賃とする。高速道路等の有料道路を利用した場合には、その通行料金を加算した金額を乗車料金とする。
- ② 運賃は国土交通大臣の認可に基づいたタクシーメーターに表示された金額とする。

8 チケットの納入

- ① 受注者は、庁舎管理課からチケットの請求があった場合は、指定された日時に庁舎管理課に、チケットを納入すること。

庁舎管理課の所在地

〒540-8570 大阪市中央区大手前3丁目2番12号

- ② 納入に当たっては、チケットが金券であることを踏まえ、受注者自らが持参するか、郵送の場合は書留郵便等を利用するなどの措置を講じること。

9 その他（災害時における緊急輸送等）

- ① 受注者は、地震、風水害、その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、庁舎管理課から緊急輸送等（注1）の協力要請を行うタクシー会社をあらかじめ複数確保し、報告すること。
- ② 協力要請を行うタクシー会社は、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して配車場所（注2）から緊急輸送等を実施すること。

なお、緊急輸送等においても、「7 乗車料金」、「6 料金の請求」によるものとする。

（注1）緊急輸送等の対象

- ・ 災害の応急対応に必要な大阪府職員の輸送
- ・ 災害の状況、被害情報収集に必要な大阪府職員の輸送
- ・ その他必要と認めるもの

（注2）配車場所：大手前庁舎又は咲洲庁舎（協力要請毎に指示する。）